

ライブパフォーマンス業務仕様書

1. 業務目的

勝連城跡文化観光拠点施設（以下、「あまわりパーク」という。）歴史文化施設において、勝連城跡及び阿麻和利に関する歴史を紹介するライブパフォーマンス（現代版組踊「肝高の阿麻和利」の内容をベースとする）を実施し、文化観光拠点施設の誘客拡大と魅力向上、来場者の満足度向上を図ることを目的とする。

2. 履行場所

あまわりパーク歴史文化施設
沖縄県うるま市勝連南風原3807番地2

3. 履行期間

契約締結の翌日～令和7年3月31日

4. 業務内容

- (1) ライブパフォーマンス公演
土曜日・日曜日・祝祭日 各3公演（午前1回・午後2回公演）
※上記とは別に市からの要請に応じて年間5公演程度
- (2) 広報活動
ウェブ・SNS・チラシ・ポスター等による広報活動を行う

5. 公演内容

タイトル：勝連の鳴響みてだ「十代目按司『肝高の王』あまわり誕生」（24分55秒）
支給素材：映像及び台本

6. 一般事項

- (1) 本業務を遂行するための必要人員は、施設運営の受託事業者において配置するものとする。この際、人件費、交通費、食事代その他必要な費用は、特に指示がない限り、すべて施設の運営維持管理業務に含めるものとする。
- (2) 受託事業者は、業務遂行に必要な主たる担当者を配置しなければならない。主たる担当者は、本業務に関する高度な専門的応用能力と豊富な経験を有する者でなければならない。
- (3) 受託事業者は、業務開始後、速やかに次の書類を作成し、うるま市の承諾を得るものとする。
 - ① 業務実施スケジュール表（工程表）
 - ② 舞台美術、音響・照明等の計画書
 - ③ 統括責任者、連絡事務担当者及び出演者一覧表
 - ④ 外部の協力者がある場合は、その協力者の概要と担当者一覧表
 - ⑤ その他、発注者が必要に応じて指定する書類
- (4) 本業務を円滑に遂行するため、受託事業者は、人員体制を構築し、業務の進行管理を行うこと。
- (5) 本業務の準備から終了までの進行管理、出演者との連絡調整、著作物の使用許諾等一切の業務は、受託事業者において行うこと。

- (6) ライブパフォーマンス公演時には、一般観覧者の動線及び安全を確保するための措置を講じること。
- (7) ライブパフォーマンス公演にあたり、施設に備えられた映像・音響・照明設備等の使用については、予めうるま市の了解を得ること。それ以外に必要な機材等については、受託事業者が用意すること。なお、受託事業者がうるま市の了解を得て使用する設備等の修繕については、受託事業者の責に帰すべき理由による破損等を除き、うるま市が担う。
- (8) 受託事業者は、うるま市の求めに応じ、適宜、業務の履行状況等の報告を行うこと。また、業務実施スケジュールに変更が生じた場合は、速やかにうるま市に報告し、情報共有を図ること。
- (9) 受託事業者は、本業務の完了と同時にうるま市に完了報告書（任意様式）を提出し、うるま市の検査を受けるものとする。

7. 情報等の取扱い

- (1) 本業務により知り得た情報等は本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。なお、本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務を行うためにうるま市から貸与された情報等を滅失、改ざん及び破損してはならない。

8. 損害関係

- (1) 業務の実施に関して生じた損害は、うるま市の負担とするが、その損害のうち受託事業者の責に帰すべき理由により生じたものについては、受託事業者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、当事者双方が協議して受託事業者の負担額を定めるものとする。
- (2) 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、うるま市がその損害を賠償しなければならないが、その損害のうち受託事業者の責に帰すべき理由により生じたものについては、受託事業者がこれを負担する。また、その他業務の実施について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者双方が協力してその処理にあたるものとする。

9. その他

- (1) 施設内における来場者の新型コロナウイルス感染防止対策について有効な施策、密を避ける工夫を行うこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、当事者双方が協議する。

以上